平成２９年（フ）第３５４３号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―1320号
債務者　小瀧　邦彦
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６０３号
大阪市平野区加美北４丁目12番３―105号
債務者　島本　智恵
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７０号
大阪市東住吉区北田辺４丁目18番４号　やまもとビル　303号
債務者　尾方　英治（旧姓志水）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６号
奈良県桜井市大字大福349番地　404
債務者　中山　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９９号
香川県高松市花ノ宮町２丁目14番10号
債務者　奥谷　有子（旧姓數野）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字宮崎2430番地３
債務者　松藤まどか
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２９７号
熊本市中央区萩原町８番23号、前住所熊本県宇城市不知火町御領261番地51
債務者　杉田　考造
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
宮城県柴田郡大河原町大谷字荒屋敷後110番地４　大友ハイツ202号
債務者　伊藤　裕幸
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２０１号
長崎県長崎市竹の久保町15番22号、旧住所長崎県長崎市天神町２番６号　コーポ天神302号
債務者　前田シヅカ
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
青森県八戸市高州２丁目６番７号　早狩住宅６号室、前住所青森県八戸市下長５丁目２番３―12号　市営住宅Ｂ５―12
債務者　北山　博子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
青森県八戸市売市２丁目７番10号　テレパレス八戸売市204号、前住所青森県青森市西大野３丁目11番地11
債務者　天明　夕香
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５５９号
宮城県名取市高柳字辻156番地の１　市営住宅高柳東団地Ａ棟第201号、従前の住所宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２　２号棟３号
債務者　坂田　カヨ
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
仙台市青葉区川平１丁目１番２号
債務者　佐藤ひで子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６９号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目30番11号　コーポシオン102、従前の住所仙台市太白区西の平２丁目20番５号　サン・ルミエール102
債務者　今野もと子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
宮城県白石市南町１丁目２番75号
債務者　佐久間麗美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第６６号
福島市渡利字平ケ森３番地市住２―52
債務者　藤井　由紀
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所